

(別表1)

事業継続力強化支援計画

事業継続力強化支援事業の目標

I 現状

(1) 地域の災害リスク

【埼玉県 秩父市】

(洪水：ハザードマップ)

秩父市は、水防法による洪水予報河川に指定されている河川はなく、洪水浸水指定区域に指定されていないため、洪水による浸水被害は想定されない。

(土砂災害：ハザードマップ)

秩父市内には土砂災害危険箇所（法的な位置づけはない）が多数存在しており、このうち、「土砂災害防止法（土砂災害警戒区域等における土砂災害防止対策の推進に関する法律）」に基づき土砂災害警戒区域等が指定されている。

秩父市における土砂災害（特別）警戒区域の指定状況は、次表のとおりである

■土砂災害（特別）警戒区域の指定状況 (令和5年1月現在)

| | 土石流 | 急傾斜地 | 地滑り | 計 |
|--------------|----------|----------|-------|--------------|
| 土砂災害(特別)警戒区域 | 229(186) | 861(853) | 22(0) | 1,112(1,039) |

令和元年10月に発生した台風第19号は、秩父市内の一部において、地すべりや一部浸水・停電や断水に見舞われるなどの被害を及ぼした。

(地震 J SHIS)

地震ハザードステーションの地震ハザードカルテによると、震度6弱以上の地震が今後30年間で6%以上の確率で発生するとされている。

(その他)

秩父地域の積雪は10cm弱がほとんどであるが、2014年(平成26年)2月14～15日にかけて、急速に発達した低気圧の影響により、秩父市では観測史上最大となる98cmの積雪を記録し、家屋の一部損壊を始め、幹線道路の積雪による交通混乱も生じた。

秩父市は内陸部（秩父盆地）に位置しており、夏は猛暑日になることも多い。

(感染症)

新型インフルエンザは、10年から40年周期で出現し、世界的に大きな流行を繰り返している。また、新型コロナウイルス感染症のように国民の大部分が免疫を獲得しておらず、全国的かつ急速なまん延により、秩父市においても多くの市民の生命及び健康に重大な影響を与えるおそれがある。

【埼玉県 横瀬町】

(水害：横瀬町地域防災計画)

2011～2020年（平成23～令和2年11月）の10年間で、1日の最大降水量が200mm以上の大雨は2回発生している。また、平成23年8月7日に、芦ヶ久保地内で、1時間に103ミリの記録的短時間大雨を観測し、埼玉県記録的短時間大雨情報 第1号が発表された。

(土砂災害：横瀬町地域防災計画)

秩父山地の土砂災害の特徴は地すべり、崩壊、土石流発生などである。山間部に発達する沖積低地はその多くが壮年期から晩年期の急峻な地形であるためにV字谷を呈する。このため、河床勾配が急な支谷に沿って土石を伴う流下・土石堆積型水害の危険性が潜在的に高い。土砂災害法により、特別計画区域に指定されている箇所も多数ある。

(地震 J SHIS・横瀬町地域防災計画)

地震ハザードステーションの地震ハザードカルテによると、震度6弱以上の地震が今後30年間で6%以上の確率で発生するとされている。

平成23年の東日本大震災では、震度5弱が観測され、長時間にわたる停電が発生し、交通機関等にも支障が生じた他、福島原子力発電所事故による放射能汚染の問題、計画停電など、これまで想定していなかった多様な事態が発生している。

(その他)

横瀬町も秩父市同様、内陸部（秩父盆地）に位置している影響もあり、夏は猛暑日になることも多い。

(2) 商工業者の状況

- ・商工業者等数 2, 916社（平成28年経済センサス活動調査より）
- ・小規模事業者数 2, 385社

※商工会議所管轄である秩父市から荒川・吉田地区を除いたデータ

(3) これまでの取組

1) 地方公共団体の取組

① 秩父市の取組

- ・秩父市地域防災計画の策定、防災訓練の実施
- ・防災備品の備蓄
- ・土砂災害ハザードマップの策定

② 横瀬町の取組

- ・横瀬町地域防災計画の改定、防災訓練の実施
- ・防災備品の備蓄
- ・風水害土砂災害ハザードマップの改定

2) 秩父商工会議所の取組

- ・事業者BCPに関する国の施策の周知
- ・事業者BCP策定セミナーの開催
- ・埼玉県火災共済協同組合と連携した損害保険への加入促進

II 課題

- ・商工会議所BCPが策定されていないため、災害発生時における具体的な体制やマニュアルが整備されていない。
- ・平時・緊急時の対応を推進するノウハウをもった人員が十分にいない。また、保険・共済に対する助言を行える職員が不足している。
- ・小規模事業者のBCP策定に対する必要性の需要度が低い。
- ・感染症対策においては、地区内小規模事業者に対して予防接種の推奨や手洗いの徹底、体調不良者を出さないルール作りや、感染拡大時に備えてマスクや消毒液等の衛生品の備蓄、リスクファイナンス対策として保険の必要性を周知することが必要である。

Ⅲ 目標

- ・地区内小規模事業者に対し自然災害リスクや感染症等リスクを認識させ、事前対策の必要性を周知する。
- ・発災時、非常時における連絡体制を円滑に行うため、秩父商工会議所と秩父市・横瀬町との間における被害情報報告ルートを構築する。
- ・発災後速やかな復興支援策が行えるよう、組織内における体制、関係機関との連携体制を平時から構築する。

※ その他

- ・上記内容に変更が生じた場合は、速やかに埼玉県へ報告する。

事業継続力強化支援事業の内容及び実施期間

(1) 事業継続力強化支援事業の実施期間（令和5年4月1日～令和10年3月31日）

(2) 事業継続力強化支援事業の内容

- ・秩父商工会議所と秩父市・横瀬町の役割分担、体制を整理し、連携して以下の事業を実施する。

< 1. 事前の対策 >

1) 小規模事業者に対する 災害リスクの周知

- ・巡回経営指導時に、ハザードマップ等を用いながら、事業所立地場所の自然災害等のリスク及びその影響を軽減するための取組や対策（事業休業への備え、水災補償等の損害保険・共済加入等）について説明する。
- ・秩父商工会議所会報や秩父市広報、ホームページ、メールマガジン等において、国の施策の紹介や、リスク対策の必要性、損害保険の概要、事業者BCPに積極的に取り組む小規模事業者の紹介等を行う。
- ・小規模事業者に対し、事業者BCP（即時に取組可能な簡易的なもの含む）の策定による実効性のある取組の推進や、効果的な訓練等について指導及び助言を行う。
- ・事業継続の取組に関する専門家を招き、小規模事業者に対する普及啓発セミナーや行政の施策の紹介、損害保険の紹介等を実施する。

2) 秩父商工会議所自身の事業継続計画の作成

- ・令和7年3月までに作成。

3) 関係団体等との連携

- ・埼玉県火災共済協同組合、各損害保険会社等との連携により、事業継続力強化計画の策定や各種保険等の周知を図る。
- ・関係機関への普及啓発ポスター掲示、セミナー等の共催。

4) フォローアップ

- ・小規模事業者の事業継続力強化計画の取り組み状況の確認を行う。
- ・事業継続力強化計画の実行状況等を確認し、必要に応じて専門家を招聘し、フォローアップを実施する。

5) 当該計画に係る訓練の実施

- ・自然災害（マグニチュード7地震）が発生したと仮定し、秩父市、横瀬町との連絡ルートの確認等を行う（訓練は必要に応じて実施する）。

< 2. 発災後の対策 >

- ・自然災害等による発災時には、人命救助が第一であることは言うまでもない。その上で、下記の手順で地区内の被害の被害状況を把握し、関係機関へ連絡する。

1) 応急対策の実施可否の確認

- ・発災後4時間以内に職員の安否報告を行う。
（SNS等を利用した安否確認や業務従事の可否、大まかな被害状況（家屋被害や道路状況等）を秩父商工会議所と秩父市及び横瀬町で共有する。）

2) 応急対策の方針決定

- ・秩父商工会議所と秩父市及び横瀬町との間で、被害状況や被害規模に応じた応急対策の方針を決める。
- ・大まかな被害状況を確認し、7日以内に情報を共有する。

(例：被害規模の目安は以下を想定)

| 被害規模 | 被害状況 |
|-----------|---|
| 大規模な被害がある | 地区内10%程度の事業所で、「瓦が飛ぶ」、「窓ガラスが割れる」等、比較的軽微な被害が発生している。 ・地区内1%程度の事業所で、「床上浸水」、「建物の全壊・半壊」等、大きな被害が発生している。 ・被害が見込まれる地域において連絡が取れない、もしくは、交通網が遮断されており、確認ができない。 |
| 被害がある | ・地区内1%程度の事業所で、「瓦が飛ぶ」、「窓ガラスが割れる」等、比較的軽微な被害が発生している。 ・地区内0.1%程度の事業所で、「床上浸水」、「建物の全壊・半壊」等、大きな被害が発生している。 |
| ほぼ被害はない | ・目立った被害の情報がない。 |

- ・本計画により、秩父商工会議所と秩父市及び横瀬町は以下の間隔で被害情報等を共有する。

| 期間 | 情報共有する間隔 |
|---------|------------|
| 発災後～1週間 | 1日に2回共有する |
| 1週間～2週間 | 1日に1回共有する |
| 2週間～1ヶ月 | 7日に1回共有する |
| 1ヶ月以降 | 14日に1回共有する |

3) 新型コロナウイルス感染症の応急対策

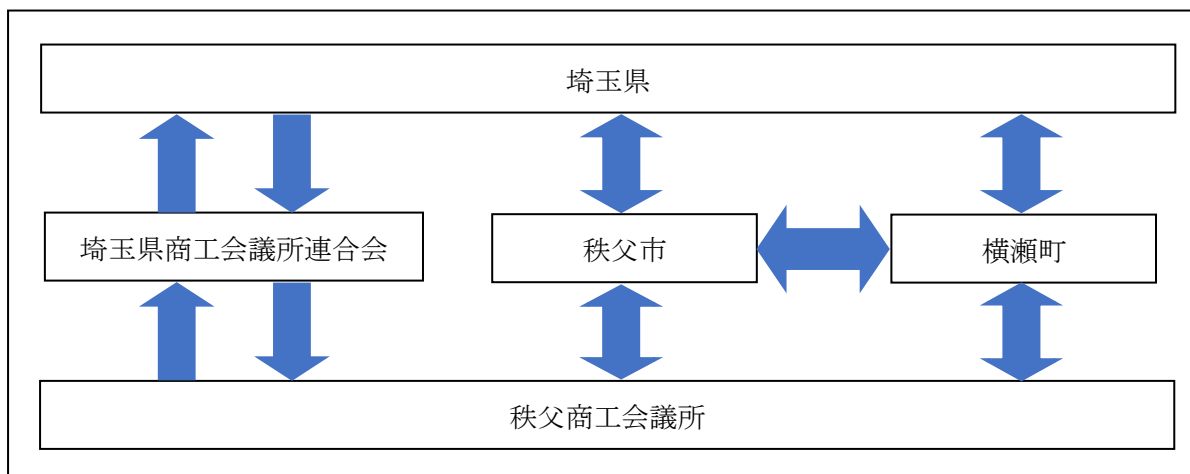
- ・体調の優れない職員は出勤を控えさせる
- ・感染拡大を防止するため、マスクの着用やアルコール消毒の徹底、職員や来客者間の飛沫防止にアクリルパネルを設置する。
- ・管内小規模事業者の経営状態や感染症防止対策等の状況を確認し改善の提案や、必要な情報を発信する。

< 3. 発災時における 指示命令系統・連絡体制 >

- ・自然災害等発生時に、地区内の小規模事業者の被害情報等を秩父市・横瀬町に迅速な報告ができる体制をとる。
- ・秩父商工会議所と秩父市及び横瀬町が共有した情報を、埼玉県が指定する方法にて秩父商工会議所又は秩父市および横瀬町より埼玉県に報告する。

< 4. 応急対策時の地区内小規模事業者に対する支援 >

- ・秩父市・横瀬町と調整のもと小規模事業者からの相談を受ける「緊急相談窓口」を設置する。
- ・安全性が確認された場所において、相談窓口を設置する。
- ・地区内小規模事業者等の被害状況の詳細を確認する。
- ・応急時に有効な被災事業者施策（国や都道府県、市町村等の施策 について、地区内小規模事業者等へ周知する。



< 5. 地区内小規模事業者に対する復興支援 >

- ・埼玉県の方針に従って、復旧・復興支援の方針を決め、被災小規模事業者に対し支援を行う。
- ・被害規模が大きく、被災地の職員だけでは対応が困難な場合には、他の地域からの応援派遣等を埼玉県等に相談する。

※ その他

- ・上記内容に変更が生じた場合は、速やかに埼玉県へ報告する。

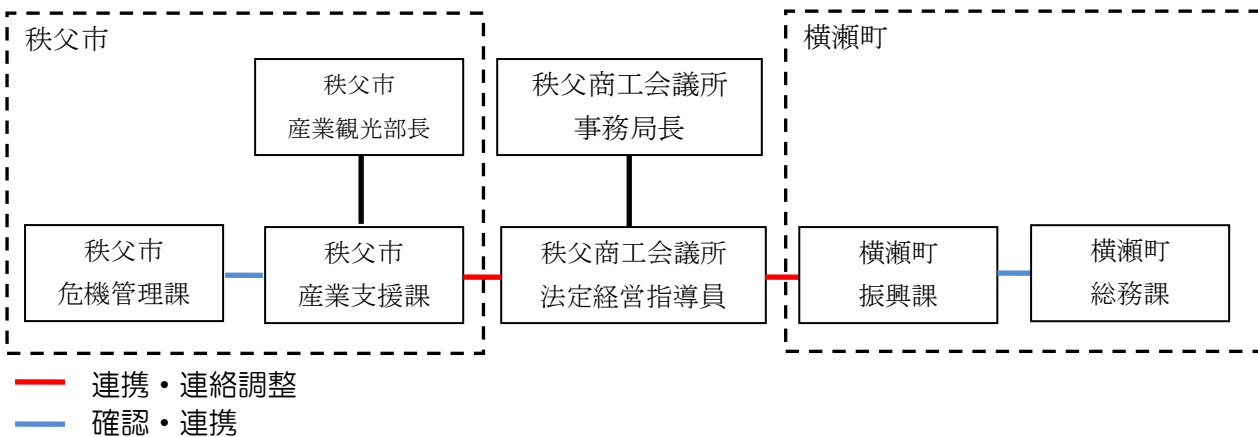
(別表2)

事業継続力強化支援事業の実施体制

事業継続力強化支援事業の実施体制

(令和5年2月現在)

(1) 実施体制 (商工会又は商工会議所の事業継続力強化支援事業実施に係る体制／関係市町村の事業継続力強化支援事業実施に係る体制／商工会又は商工会議所と関係市町村の共同体制／経営指導員の関与体制 等)



(2) 商工会及び商工会議所による小規模事業者の支援に関する法律第5条第5項に規定する経営指導員による情報の提供及び助言に係る実施体制

① 当該経営指導員の氏名、連絡先

経営指導員 石原 哲也 (連絡先は後述 (3) 1 参照)

経営指導員 木村 悠一 (連絡先は後述 (3) 1 参照)

経営指導員 大橋 聡 (連絡先は後述 (3) 1 参照)

② 当該経営指導員による情報の提供及び助言 (手段、頻度 等)

※ 以下に関する必要な情報の提供及び助言等を行う

- ・ 本計画の具体的な取組の企画や実行
- ・ 本計画に基づく進捗確認、見直し等フォローアップ (1年に1回以上)

(3) 商工会／商工会議所、関係市町村連絡先

①商工会／商工会議所

【秩父商工会議所】

〒368-0046 埼玉県秩父市宮側町 1-7
TEL : 0494-22-4411 FAX : 0494-24-8956
E-mail : info@chichibu-cci.or.jp

②関係市町村

【秩父市 産業観光部 産業支援課】

〒368-8686
埼玉県秩父市熊木町 8-15
TEL : 0494-25-5208 FAX : 0494-25-0136
E-mail : sangyo@city.chichibu.lg.jp

【横瀬町 振興課】

〒368-0072
埼玉県秩父郡横瀬町字横瀬 4545
TEL : 0494-25-0114 FAX : 0494-23-9349
E-mail : shinkou@town.yokoze.saitama.jp

(別表3)

事業継続力強化支援事業の実施に必要な資金の額及びその調達方法

(単位 千円)

| | 令和5年度 | 令和6年度 | 令和7年度 | 令和8年度 | 令和9年度 |
|----------|-------|-------|-------|-------|-------|
| 必要な資金の額 | 250 | 250 | 250 | 250 | 250 |
| ・チラシ作成費 | 100 | 100 | 100 | 100 | 100 |
| ・セミナー開催費 | 50 | 50 | 50 | 50 | 50 |
| ・専門家派遣 | 100 | 100 | 100 | 100 | 100 |

(備考) 必要な資金の額については、見込み額を記載すること。

調達方法

会費収入、秩父市補助金、横瀬町補助金、埼玉県補助金、事業収入等

(備考) 調達方法については、想定される調達方法を記載すること。

(別表4)

事業継続力強化支援計画を共同して作成する商工会又は商工会議所及び関係市町村以外の者を連携して事業継続力強化支援事業を実施する者とする場合の連携に関する事項

| |
|---|
| 連携して事業を実施する者の氏名又は名称及び住所 並びに法人にあっては、その代表者の氏名 |
| 埼玉県火災共済協同組合 理事長 三村喜宏 〒330-8669 埼玉県さいたま市大宮区桜木町 1-7-5 ソニックシティビル7階 |
| 連携して実施する事業の内容 |
| ①小規模事業者に対する災害リスクの周知 |
| 連携して事業を実施する者の役割 |
| ①パンフレット等の広報物の提供 |
| 連携体制図等 |
| <p>・小規模事業者に対する災害リスクの周知</p> <pre>graph TD; A["秩父市 横瀬町 秩父商工会議所"] <--> 連携 B["埼玉県火災共済協同組合"]; A -- 支援 --> C["小規模事業者"]; subgraph Support; direction TB; S1["・自然災害リスクの周知"]; S2["・各種保険等の周知"]; S3["・事前対策・発生後の対策支援"]; S4["・応急対応支援・復興支援"]; end</pre> |